

電離放射線健康診断結果報告書を 労働基準監督署に必ず提出ください 労働安全衛生法令で規定されています

1 電離放射線健康診断は年2回行ってください

放射線業務（エックス線装置の使用の業務など労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる放射線業務）に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る方に対し、**雇い入れ・配置替えの際とその後6か月以内ごとに1回**、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければなりません。（電離放射線障害防止規則第56条）

- ① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する方は、作業の場所、内容と期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）
- ② 白血球数と白血球百分率の検査
- ③ 赤血球数の検査と血色素量の両方、またはヘマトクリット値の検査
- ④ 白内障に関する眼の検査
- ⑤ 皮膚の検査

※雇い入れ・配置替えの際の健康診断では、④の項目は使用する線源の種類等に応じて省略できます。

※6か月以内ごとに1回、定期に行う健康診断では、

- ・ 医師が必要でないと認めるときは、②から⑤までの項目の全部または一部を省略できます。
- ・ 健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5mSvを超えるかつ、健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5mSvを超えるおそれがない方は、②から⑤までの項目は、医師が必要と認めないときには、行う必要はありません。

2 電離放射線健康診断結果報告書を提出ください

6か月以内ごとに1回の定期の電離放射線健康診断を行ったときは、遅滞なく、**電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）**を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（電離放射線障害防止規則第58条）

（参考）

令和3年4月1日から、電離放射線障害防止規則が改正され、眼の水晶体に受ける等価線量限度は、5年間で**100mSv**かつ1年間で**50mSv**となっています。

改正内容の詳細はこちら⇒



電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）

厚生労働省ホームページからダウンロードできます

電離健診 報告書

検索

■ 様式第2号(第58条関係) (表面)

電離放射線健康診断結果報告書

標準字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

帳票種別	80307	労働保険番号	[都道府県]所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号						
対象年	7:平成 9:令和 数字 1~9年は右	(月～月分)(報告回目)	健診年月日 7:平成 9:令和 元号 年 月 日 数字 1~9年は右 1~9月は右 1~9日は右						
事業の種類	事業場の名称								
事業場の所在地	郵便番号() 電話()								
健康診断実施機関の名称及び所在地			在籍労働者数 人						
従事労働者数	男 人	女 人	計 人	線源コード □□	線源コード □□	線源コード □□			
有所見者数 (受診所見の内訳は裏面に記入すること。)	男 人	女 人	計 人						
				具体的な内容 ()					
実効線量による区分			眼の水晶体の等価線量による区分			皮膚の等価線量による区分			
受診労働者数	1 検出限界未満の者	男 人	女 人	人	検出限界未満の者 計 □□□□□人	男 人	女 人	人	検出限界未満の者 計 □□□□□人
		計 □□□□□人	人	人		人			
	2 5ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男 人	女 人	人	20ミリシーベルト以下の者(1を除く) 計 □□□□□人	男 人	女 人	人	150ミリシーベルト以下の者(1を除く) 計 □□□□□人
		計 □□□□□人	人	人		人			
	3 5ミリシーベルトを超える者(1を除く)	男 人	女 人	人	20ミリシーベルトを超える者(1を除く) 計 □□□□□人	男 人	女 人	人	150ミリシーベルトを超える者(1を除く) 計 □□□□□人
計 □□□□□人		人	人	人					
4 20ミリシーベルトを超える者(1を除く)	男 人	女 人	人	50ミリシーベルトを超える者 計 □□□□□人	男 人	女 人	人	500ミリシーベルトを超える者 計 □□□□□人	
	計 □□□□□人	人	人		人				
5 50ミリシーベルトを超える者	男 人	女 人	人						
	計 □□□□□人	人	人						人

ページ 総ページ
□ / □

産業医	氏名 所属機関の名称及び所在地
-----	--------------------

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。